

# ネットいじめとその対策

白井 初音

1 はじめに

2 ネットいじめの定義と特徴

3 ネットいじめの問題点

4 現行の対策とその不足点

5 今後の対策の提案

6 おわりに

## 1 はじめに

近年、SNS の普及に伴い、ネットいじめが深刻な社会問題として浮上している。ネットいじめは、匿名性や情報の拡散性というインターネットの特性により、従来の対面いじめとは異なる深刻な被害を引き起こす。文部科学省の調査によると、令和 6 年度の小中高生を対象とした問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、ネットいじめの認知件数が前年度比で増加していることが指摘されている<sup>1</sup>。このような背景から、本論文では「ネットいじめとその対策」をテーマに議論する。選定理由は、ネットいじめが子どもたちの精神衛生に深刻な影響を及ぼし、社会全体の課題となっている点にある。特に、

---

<sup>1</sup> 文部科学省「令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(2025 年) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm) (2026 年 1 月 28 日閲覧) 参照。

少年法は加害者の更生を重視するが、ネットの匿名性、拡散性、証拠収集の難しさに対応しきれていない部分が目立つ。そこで、本論文ではネットいじめの定義と特徴を説明した上で、問題点、現行対策の不足点を指摘し、今後の対策を提案する。最終的に、教育・制度・技術・連携の観点から総合的なアプローチを提言し、少年法の理念をデジタル社会に適応させる必要性を強調する。

## 2 ネットいじめの定義と特徴

まず、ネットいじめの定義を明確にしておく。いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条では、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの<sup>2</sup>」と規定している。この定義は、インターネットを通じた行為を明示的に含んでおり、ネットいじめを法的に位置づけている。

また、同法第 19 条にはネットいじめの特性を踏まえた具体的な対策が定められている。まず、第一項では、学校設置者と学校が児童等および保護者に対して、インターネットの情報の流通性や匿名性などの特徴を教育する啓発活動を義務付けている。これは、被害の予防を目的とし、早期の意識改革を促すものである。第二項では、国と地方公共団体

---

<sup>2</sup> いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）、文部科学省ホームページ  
〈[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm)〉（2025 年 12 月 5 日閲覧）引用。

が関係機関の監視活動を支援し、事案対処体制を整備することを求めている。これにより、社会全体でのネットいじめの監視と迅速な対応が可能になる。第三項では、被害を受けた児童等や保護者が情報の削除や発信者情報の開示を求める場合、法務局の協力を得られる仕組みを設けている。これらの規定は、ネットいじめの即時性と拡散性を考慮したものであり、法的・行政的な支援を強化する点で有効である<sup>3</sup>。

ネットいじめは、対面いじめとは異なり、独自の特徴を持つ。まず、匿名性の高さが挙げられる。加害者は偽名や捨てアカウントを使用しやすく、責任感が薄れやすい。例えば、X（旧 Twitter）や Instagramなどのプラットフォームでは、簡単にアカウントを作成可能であり、加害者が特定されにくい環境が整っている。次に、24時間接続可能なSNSの特性により、被害者はいつでも攻撃にさらされる可能性がある。学校外の時間帯でも、通知が届くことで精神的苦痛が持続する。また、投稿された内容の拡散性が高い点も問題だ。一度アップロードされた画像やテキストは、リツイートやシェアにより急速に広がり、完全に削除することが困難になる。これを「デジタルタトゥー」と呼ぶが、被害者は長期的に名誉やプライバシーを侵害されるリスクを抱える。

これらの特徴は、被害の深刻化を招く。ネットいじめは、物理的な暴力がない分、心理的なダメージが蓄積しやすく、うつ病や不登校を引き起こす要因となる。

---

<sup>3</sup> いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第19条第1項～第3項を基に解釈、文部科学省ホームページ

〈[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm)〉（2025年12月5日閲覧）参照。

### 3 ネットいじめの問題点

ネットいじめの問題点は、主に 4 点に集約される。

第一に、被害が短期間で急速に深刻化することである。誰が投稿したかを特定しにくいうえ、不特定多数からの集中攻撃で、匿名掲示板や SNS では、特定の子どもに対する誹謗中傷が短期間で膨大な量に達する。例えば、学校裏サイトと呼ばれる非公式のウェブサイトでは、クラスメイトの個人情報が匿名で共有され、集団的ないじめが発生しやすい。

第二に、匿名性の影響で子どもが容易に加害者や被害者になる点だ。軽い気持ちでコメントを投稿する行為が、深刻な結果を招く。子どもたちは「バレない」と思い込み、倫理的判断が欠如しやすい。

第三に、子どもたちの個人情報の流出と悪用である。各種 SNS では、写真の加工や情報の収集が容易で、悪用されるケースが後を絶たない。こども家庭庁の調査<sup>4</sup>では、青少年のインターネット利用率が 90% を超えており、こうした SNS ツールが悪用されるリスクが高まっている。

第四に、大人の把握不足だ。保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しい。結果として、効果的な対策が講じられていない。SNS 利用者の低年齢化が進む中、学校や警察の対応が追いついていない現状が浮き彫りとなっ

---

<sup>4</sup> こども家庭庁ホームページ <[https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet\\_research/results-etc/r06](https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/results-etc/r06)> (2025 年 12 月 5 日閲覧) 参照。

ている<sup>5</sup>。

## 4 現行の対策とその不足点

現在、ネットいじめに対する対策は多岐にわたる。学校では、SNS 利用指導やスクールカウンセラーの配置が進められている。行政や警察は啓発活動を行い、企業は AI による監視システムを導入している。法律面では、プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、平成 13 年法律第 137 号）が制定されている。この法律は、SNS 事業者などのプロバイダの責任を限定しつつ、被害者が加害者の情報を開示請求できる仕組みを提供する。また、侮辱罪の厳罰化（令和 4 年改正刑法）により、ネット上の誹謗中傷に対する罰則が強化された。加害者が少年の場合、少年法（昭和 23 年法律第 168 号）に基づき、家庭裁判所での調査や保護処分が行われ、更生が重視される。

しかし、これらの対策には不足点が指摘される。

第一に、匿名性への対応の限界だ。捨てアカウントの作成が容易で、投稿削除後の追跡が困難である。情報開示手続きは裁判所経由で複雑かつ時間がかかり、被害が拡大する。

第二に、投稿削除の遅さと運用の不十分さ。AI 監視や通報制度が存在するが、削除までに数日を要し、拡散が進む。日本語のニュアンスを正確に判別できないケースも多く、明

---

<sup>5</sup> 文部科学省ホームページ「『ネット上のいじめ』から子どもを守るために」  
[⟨https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/040-2/shiryo/attach/1366995.htm⟩](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040-2/shiryo/attach/1366995.htm) (2025 年 12 月 5 日閲覧) 参照。

らかな中傷が見逃される。

第三に、少年法の更生プログラムがネット特性に対応しきれていないこと。「匿名だから大丈夫」という心理や、情報の永遠性を理解しないまま処分が終了する。対面いじめを前提としたプログラムでは不十分だ。

第四に、連携不足である。学校外で発生しやすいネットいじめに対し、学校・家庭・行政・企業の対応がバラバラで、初期対応が遅れる。これらの課題は、対策の実効性を低下させている。

## 5 今後の対策の提案

そこで以上の対策の不足点を受け、今後の対策を 4 点提案する。

まず 1 点目は、少年向けネットリテラシー教育の強化である。

現在の情報モラル教育は抽象的で不十分だ。匿名性の心理的距離感、デジタルタトゥーの恐ろしさ、名誉毀損や侮辱罪の法的リスクを、実際の事例やシミュレーションを通じて具体的に教える。実施主体は学校と文部科学省、家庭である。文部科学省は全国統一のカリキュラムを整備し、学校では教員研修を強化。家庭では、保護者が子どものインターネットの利用状況を監視し、ルールを設定する。そして、学校と家庭の連携により、少年の責任感を養う。例えば、ワークショップ形式の授業で、仮想の投稿がどのように拡散するかを体験させる。これにより、加害防止効果が期待できる。

2 点目に、迅速削除制度と SNS 企業との連携強化である。

誹謗中傷にあたる投稿の削除の遅れを防ぐため、国が統一ガイドラインと対応期限を定

める。二次拡散（スクリーンショットやリポスト）も対象に含め、緊急削除制度を導入する。実施主体は政府（総務省・法務省）、SNS企業、警察、学校とし、総務省は立法を主導し、企業はAI精度を向上。警察と学校は被害報告を迅速に企業へ伝達する。例えば、24時間以内の削除義務を課すことでの被害拡大を抑制し、透明性を高める。

3点目に少年法運用への「ネット加害特化型更生プログラム」の導入である。現行プログラムをネット特性に特化させ、加害心理（「軽い気持ち」「みんなやってる」）に対応し、情報の拡散プロセスや被害者の長期苦痛を学ぶ。認知行動療法を組み込み、専門プログラムを義務化。実施主体は家庭裁判所、少年鑑別所、法務省、専門機関（心理士・教育専門家）である。家庭裁判所は処分時にプログラムを命じ、少年院で実施。専門家と共同開発し、効果検証を行う。例えば、VRを活用した被害者視点の体験教育で、少年の反省を促す。これにより、再犯率の低下が期待される。

4点目に、学校・家庭・行政・企業の四者連携体制の構築である。縦割り対応を解消し、リアルタイム情報共有を可能にする。被害発覚時のワンストップ窓口を全国設置。実施主体は学校、自治体（教育委員会）、厚生労働省、警察、SNS企業だ。学校は初動対応、教育委員会は支援機関運営、厚生労働省は心理ケア、警察は犯罪判断、企業は通報対応を担う。例えば、専用アプリで関係者が情報を共有し、迅速介入を実現。児童相談所との連携を強化し、家庭支援を充実させる。

## 6 おわりに

ネットいじめ対策は、法改正にとどまらず、教育・制度・技術・連携の総合的アプローチ

チが不可欠だ。少年法の「保護と更生」の理念をデジタル社会に適用するため、社会全体でネット空間の特性に即したルールと支援体制を構築する必要がある。将来的には、国際的な協力も視野に入れ、子どもたちが安全にネットを利用する環境を目指すべきである。これにより、ネットいじめの被害を最小限に抑え、健全な社会を実現できる。